

**社員を解雇して、  
「勝った！勝った！」と大騒ぎ！  
やっぱり異常だ！JR東海！**

**人権無視・社員を「窃盗犯」と決めつける『勤労情報』は直ちに撤回せよ！**

蒲郡駅事件・民事裁判の不当判決が言い渡されたその日、会社は、全職場に『勤労情報』を一斉に貼り出しました。その内容は、「敵視」感情丸出しの全く醜い内容です。社員を「窃盗犯」と一方的に決めつけ、刑事告訴した上に、会社の「判断」のみで懲戒解雇処分を発令し、裁判で「勝訴」したことに大騒ぎ、「勝った！勝った！」と会社の掲示で全社員に宣伝する、この「JR東海」とはいったい何なのでしょう。会社はこの間、自らの違法行為・不当労働行為には、最高裁判所の決定をも「遺憾」と表明してきました。不法行為を働きながら、都合の悪いことは棚に上げ、よく書けたものです。

この『勤労情報』に会社経営陣の体質がすべて現れています。蒲郡

駅事件の背景は、会社がこの間推し進めてきた、労働組合弱体化・敵視政策にあります。会社に従順な社員を育成するための労務管理（主任レポートやそれに反対する労働組合対策）が、「内部告発」や「ホームページ掲載」によって社会的に明らかになってしまったことに対する危機感から、「窃盗犯」の存在が必要だったのです。

『勤労情報』は、まさに、会社の前近代的な労務管理・労組対策の象徴です。

社員を「犯人」と決めつけ、人権をも無視した『勤労情報』は直ちに撤回せよ！

**労働組合を敵視する労務政策の  
象徴を『勤労情報』に見た！**

写し

## J R 東 海 勤 労 情 報

平成21年5月19日 NO. 4

人事部勤労課発行

### 蒲郡駅解雇事件会社勝訴

本日、名古屋地方裁判所で係争中であった事件（平成19年（ワ）第4845号事件）について、会社勝訴の判決言渡がありました。

平成19年1月22日、ジェイアール東海労働組合（東海労）のホームページに、会社が管理者のみを対象として配布した内部文書の一部が掲載されたため、当該文書の流し経路について社内調査を行ったところ、蒲郡駅営業主任であった東海労に所属する社員（原告）が管理者用書庫から内部文書を取り出し、コピーしたものを持ち出したことが判明しました。その後、会社は同社員に対して同年7月14日から就業を制限し、同年9月27日付にて懲戒解雇としました。

本件は原告が、当該就業制限の措置が不当であるなどと主張し、当該就業制限の取り消し及び損害賠償を求め、名古屋地裁に提訴した事件です（同年9月27日に当該社員が懲戒処分となったことから、訴えの内容が就業制限取り消しから地位確認へと変更されました）。

判決は、原告が駅事務室内で、管理者の占有にかかる内部文書をコピーして持ち出した窃盗行為の事実を認定した上で、これに関して会社が原告に対してなした就業制限、及び懲戒解雇がいずれも適法・有効であると認めました。

なお、原告は、蒲郡駅の内部資料を窃取したことについて、窃盗罪に該当するものとして提起されていましたが、この件に関して、名古屋地方裁判所は平成21年4月21日に、懲役6月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡しています。

これにより、原告の非違行為を行った事実が認定されるとともに、会社の対応及び事件における主張が正当であることが明らかとなりました。

以上